

<内閣府からのお知らせ> 重要土地等調査法に基づく2回目の区域指定について

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね 1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、今般、2回目の指定として、7月12日に宮城県、東京都、新潟県、石川県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県内の一部において、合計161の区域を指定し、8月15日に施行する予定です。

施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。

宅地建物取引業者の皆様におかれましては、「特別注視区域」内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。なお、区域の指定状況や区域図については、ホームページの「区域の指定について」のページに順次掲載しています。また、SNS(Twitter、Facebook、LINE)においても、区域の指定や施行等について随時発信しておりますので、情報収集にお役立てください。

《 内閣府ホームページ 》

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索



《 問い合わせ先 》

内閣府重要土地等調査法コールセンター 電話番号 0570-001-125(平日 9:30~17:30)

《 SNS 》

Twitter(ツイッター)(内閣府重要土地)

URL https://twitter.com/cao_tochichosa



Facebook(フェイスブック)(内閣府重要土地)

URL <https://www.facebook.com/cao.tochichosa>



LINE(ライン)(内閣府重要土地)

URL <https://lin.ee/kNI7v17>



名張市 土砂災害警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、名張市において、土砂災害警戒区域等が下記のとおり指定及び指定の解除がされましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区： 名張市安部田 外

指定年月日： 令和5年7月4日

告示番号： (指定) 三重県告示第429号、第430号
(解除) 三重県告示第431号

■ 県公報 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001086359.pdf>

■ 指定区域図など https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。